

地震体験車の申請について

° + ✧地震体験車が新しくなりました° ✧ + °



島根県の地震体験車が更新され、平成30年7月より運用開始となりました。

島根県が所有する地震体験車を1か月単位で県内各消防本部へ貸し出されます。隠岐広域連合消防本部では2019年9月・10月の借り受けを予定しています。新しい地震体験車は、関東大震災、東日本大震災、熊本地震など、これまで起きた大地震の揺れを体験することができます。

体験を希望される方は、自治会、学校、事業所単位等で注意事項等をご理解

いただいた上で、隠岐広域連合消防本部警防課までお申し込みください。

利用可能日

2019年9月4日から10月17日まで

※上記期間のうち9月14日～9月16日は下記日程で島前各町村での体験を予定しています。

海士町 14日、知夫村 15日、西ノ島 16日

また、10月5日は消防フェアを予定していますので、隠岐広域連合消防本部で体験が可能です。

(雨天等で延期した場合には翌10月6日を開催予備日としています。)



隠岐島消防署敷地内での体験を希望される方

- 午前9時から正午まで
- 午後1時から午後5時まで

隠岐島消防署敷地外での体験を希望される方

- 午前9時30分から午前11時30分まで
- 午後1時30分から午後4時30分まで

注 意 事 項

- 体験中の事故発生の際は、申請者側の責任でお願いします。
- 雨天時及び悪天候の場合は、安全管理上、利用できない場合があります。
- 営利目的のイベント等には利用できません。
- 地震体験車の十分な車両設置スペース（最低 10メートル×7メートル）の確保が可能な場所で申請をお願いします。また、傾斜地・舗装されていない場所では行えません。
- 幼児・小学校低学年が体験する場合は、先生または保護者の方に同乗をお願いします。
- 心臓疾患などの持病をお持ちの方は、ご遠慮いただく場合もありますのでご了承ください。
- 時間の都合上、体験を希望される方全員の乗車ができない場合があります。

申 込 方 法

隠岐広域連合消防本部警防課に連絡し、利用希望日時をご相談ください。利用日が決定しましたら「地震体験車利用申込書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。